

平成23年4月以降の保険料の変更について

寒さ厳しい折、特例退職被保険者の皆様には、ご健勝にお過ごしのことと存じます。
さて、本年4月以降の健康保険料につきまして、健康保険法附則第3条および当組合規約に基づき、標準報酬月額を見直した結果、現役の方の標準報酬月額および標準賞与額の増額に伴ない、**特例退職被保険者の方の標準報酬月額も増額となりました。**

つきましては、**保険料が4月分より下記のとおり変更されますので、ご承知お願い申し上げます。**
ご不明点等あれば、下記担当者宛にお問い合わせくださいませ。
(ただし、正式には組合会で決定されますので、万が一、変更が生じた場合はご了承ください)

記

1. 標準報酬月額の変更(増額)

	現行	平成23年4月分以降適用分
標準報酬月額	¥200,000	¥220,000

2. 健康・介護保険料月額

	現行	平成23年4月分以降適用分
健康保険料	¥14,000	¥15,400
介護保険料	¥2,600	¥2,860
合計	¥16,600	¥18,260

* 健康保険料率は70/1000で変更ありません
* 介護保険料率は13/1000で変更ありません

3. 支払方法別の自動引き落とし合計額

<64歳までの方>

	現行	平成23年4月分以降適用分	初回引落日	次回引落日
毎月払(月額)	¥16,600	¥18,260	平成23年3月28日	毎月27日(休日の場合は翌稼働日)
半年一括払	¥98,468	¥108,315	平成23年2月28日	平成23年8月29日
年一括払(年額)	¥195,025	¥214,527	平成23年2月28日	

<65歳以上の方>・・・介護保険料の引落しがなくなります

	現行	平成23年4月分以降適用分	初回引落日	次回引落日
毎月払(月額)	¥14,000	¥15,400	平成23年3月28日	毎月27日(休日の場合は翌稼働日)
半年一括払	¥83,046	¥91,350	平成23年2月28日	平成23年8月29日
年一括払(年額)	¥164,479	¥180,927	平成23年2月28日	

* 初回引落日には平成23年4月分以降適用分の保険料が引き落とされます。

4. 介護保険料について

半年一括払・年一括払で年度途中で65歳になられる方は、65歳の誕生日月以降の介護保険料を差引いた金額を引落させていただきますので、3項の<64歳までの方>の金額よりは少なくなります。(誕生日により金額は異なります。)
なお、65歳以降の介護保険料は、お住まいの市区町村より徴収されます。(年金からの控除もしくは振込み)

5. 自動引落しについて

- ①自動引落しは別途、手数料(126円/回)がかかりますのでご了承ください。
- ②保険料自動引落日の前日までに該当される保険料を自動引落口座にご入金くださいますようお願いいたします。
※初回引落しのご入金
毎月払いの方 : 3/25(金)まで
半年・年払いの方 : 2/25(金)まで
- ③自動引落しができなかった場合は、毎月払の方は引落日翌月の11日付、半年・年一括払いの方は翌々月の11日付で資格喪失となりますのでご注意ください。
- ④**保険料の支払方法の変更を希望されます方は事前に電話にて連絡の上、2/7(月)必着で、「保険料支払方法変更届」を提出してください。**

■連絡先:075-344-7190 特例退職 担当藤岡まで

■保険料支払方法変更届はホームページからダウンロードしてください。
オムロン退職者 保険料について ... 3つ目のカテゴリ「支払方法(月払い/半年前納/一年前納)を変更するとき」
http://www.omron-kenpo.org/service/retirement_premium.html

■提出先
〒600-8530 京都市下京区塩小路通堀川東入 オムロン健康保険組合 特退担当

以上